

「新しい生活様式に対応した行政サービスの提供の在り方に関する調査」(地域計画調査) <全国的課題の改善について>

調査目的・結果 総務省近畿管区行政評価局(局長:森丘 宏)は、来庁者等の安心、安全を確保する観点から、近畿管内の国の行政機関を対象に、申請手続窓口等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を調査し、令和3年3月、調査結果を公表しました。

▶ 結果報告書等はこちら <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

登記事項証明書のオンライン申請 本調査の結果、各行政機関では、所管する申請手続についてホームページで周知していますが、当該申請に添付を求める証明書等のうち、法務局が交付する登記事項証明書(注)については、オンラインで請求が可能であることを案内している例はほとんどないことが判明しました。こうした状況のままでは、申請者が登記事項証明書の交付請求のため、法務局の窓口に出向く過程で、外出や対面による感染リスクが高まることが危惧されました。

(注) 不動産登記(土地・建物)、商業・法人登記(会社・法人)に記録されている事項の全部又は一部を証明したもの

現地的改善 このため、近畿管区行政評価局では、大阪法務局と連携して、関係機関に対して上記案内をホームページに追記する必要性を連絡した結果、一部の機関において追記が行われました(別添参照)。

全国的改善 こうした対応は、他地域の機関でも同様の措置が必要であり、また、近畿管内の機関であってもホームページを管理する部署が本省であるため追記ができない機関もみられました。このような状況を踏まえ、総務省行政評価局では、令和3年7月、関係府省に対して改善意見を通知し、今般、全国的にホームページへの追記が行われ改善が図られましたので、公表します。

▶ 総務省行政評価局の対応の詳細はこちら https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_211015000152386.html

本件連絡先



○総務省行政評価局の対応については…

総務省行政評価局 総務課地方業務室 中山、鈴木 電話:03-5253-5415(直通)

○近畿管区行政評価局の地域計画調査の結果については…

総務省近畿管区行政評価局 評価監視部第2評価監視官室 伊豆本 電話:06-6941-8905(直通)

E-mail: knk21@soumu.go.jp

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>



(別添)

行政機関が連携したオンライン化の推進により感染リスクを低減

登記事項証明書がオンラインで請求できることの周知について…

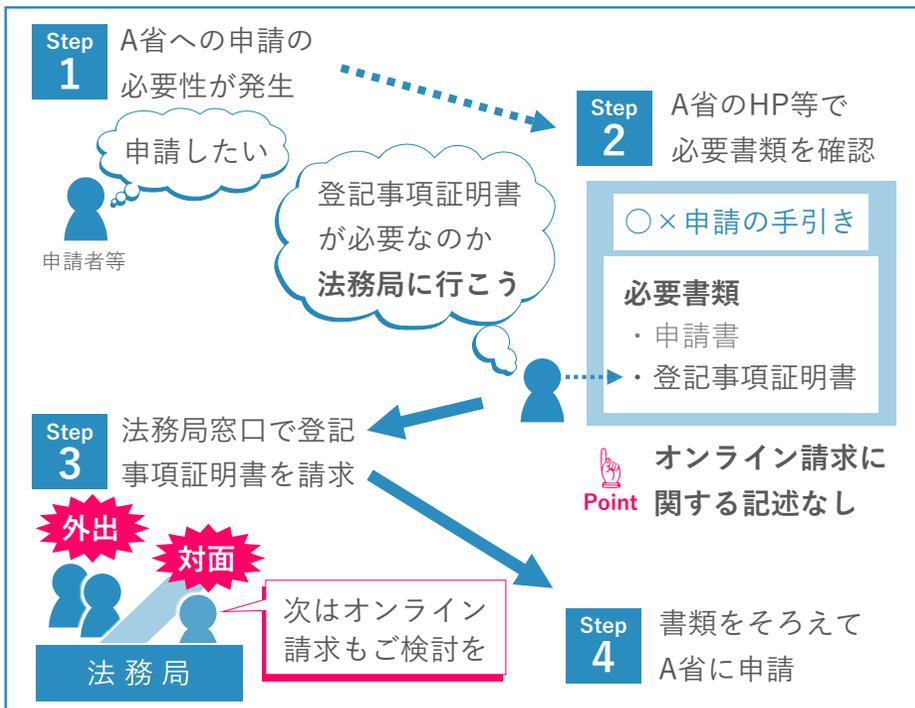


これまでは法務局が単独で推進

各行政機関では、所管する申請手続等の様式や必要書類について、**自局のHPや手引き**において国民に周知

しかし、当該申請に添付を求める証明書等のうち、**法務局が交付する登記事項証明書**など、他機関が交付する書類についてオンラインで請求が可能であることを自局のHP等の中で案内している例はほとんどなし

これでは、申請者が登記事項証明書の交付請求のため法務局の窓口に出向く過程で、**外出や対面**による感染リスクあり

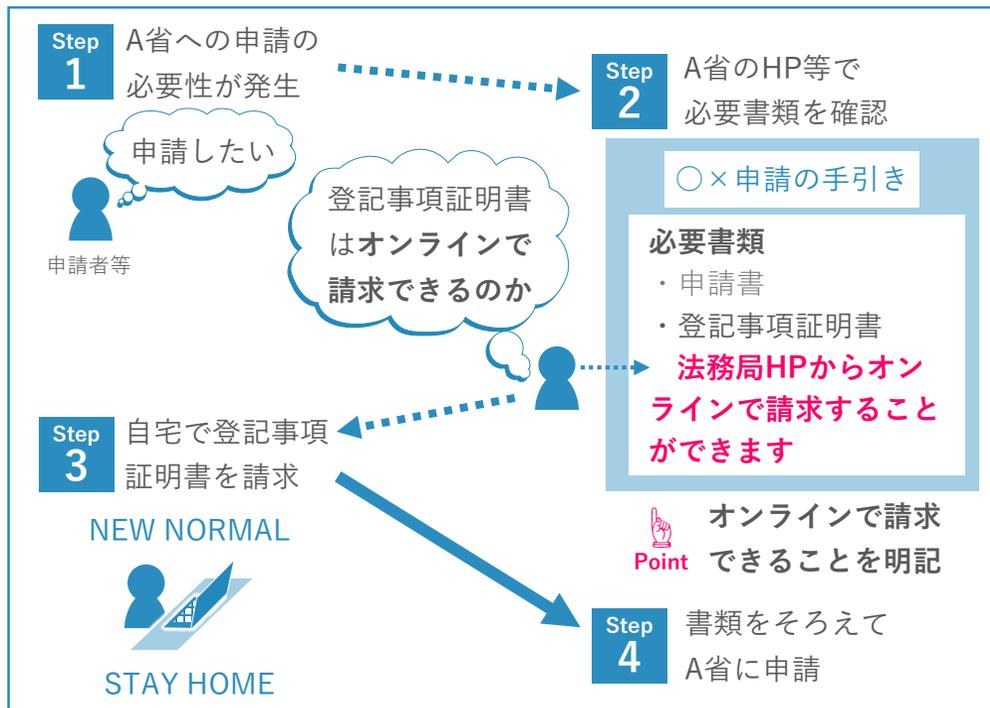


これからは各行政機関が連携して推進

登記事項証明書 (不動産、商業・法人) は、多くの申請手続で添付の必要があるが、法務局の窓口だけでなく、**オンラインでも請求可能**

今回、当局が、登記事項証明書の添付を求める他機関の申請手続の案内記事を掲載するHP等に同証明書がオンライン請求可能であることを追記することの可否を個別に確認し、可と回答した機関の情報を大阪法務局に伝えたところ、同局は他機関に協力を依頼

その結果、**6 機関** (近畿総合通信局、近畿厚生局、大阪労働局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局) において**登記事項証明書のオンライン請求に関する記事**を追記



新しい生活様式に対応した行政サービスの提供の在り方に関する調査（地域計画調査）

< 全国的課題に関する通知に対する改善措置状況 >

【通知先】内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
 【通知日】令和3年7月20日【回答日】令和3年9月30日（改善状況は9月30日現在）

【経緯】

- 総務省近畿管区行政評価局は、来庁者等の安心、安全を確保する観点から、近畿管内の国の行政機関を対象に、申請手続窓口等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を調査し、令和3年3月、調査結果を公表

調査結果  <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

- 調査において推進された、登記事項証明書の添付を要する手続がある場合に当該証明書のオンライン請求の案内文をホームページに掲載する取組について、他の地域にも広げる必要等が認められたため、総務省行政評価局は、令和3年7月、7府省に対して改善意見を通知

【通知内容】

通知内容  https://www.soumu.go.jp/main_content/000772699.pdf

- ① 5機関（総合通信局、地方厚生(支)局、都道府県労働局、経済産業局^(注)、地方運輸局^(注)）について、近畿以外の地域でも、各機関のホームページに登記事項証明書のオンライン請求の案内文を掲載すること。
- ② ホームページを本省庁が管理している3機関（地方出入国在留管理局、地方整備局、地方環境事務所）について、各本省庁のホームページに登記事項証明書のオンライン請求の案内文を掲載すること。
- ③ 同様の取組が可能な納税証明書については、添付を要する手続（地方整備局・競争参加資格審査の申請（道路・河川・官庁営繕・公園関係））が本省のホームページに遷移する形をとっていることから、当該本省のホームページにオンライン請求の案内文を掲載すること。

(注) 内閣府設置法(平成11年法律第89号)に基づき、沖縄総合事務局が経済産業局及び地方運輸局の所掌事務を分掌することとされていることから、内閣府を通知先とした。

【改善措置状況】

総務省の改善意見

調査対象手続について、

- 登記事項証明書のオンライン請求について、近畿以外の地域の機関や本省のホームページに案内文を掲載すること。
- 納税証明書のオンライン請求について、本省のホームページに案内文を掲載すること。



各府省の改善措置

通知を受けた7府省は、手続開始時に利用者が参照すると考えられるホームページの該当ページに登記事項証明書等のオンライン請求の案内文を掲載

本件通知を受けて登記事項証明書等のオンライン請求に関する案内文を掲載した機関名等

1 登記事項証明書

(1) 登記事項証明書の添付を要する調査対象手続等について案内文を掲載した機関名等

府省名	手続等名 ^(注1)	オンライン請求に関する案内文を掲載した機関名	
		本省庁	地方支分部局名
内閣府	揮発油販売業登録	—	沖縄総合事務局 ^(注3)
	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可		
	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出		
	自動車の新規登録等 ^(注2)		
総務省	電気通信事業の届出	— ^(注4)	— ^(注4)
法務省	在留資格認定証明書の交付申請 ^(注5)	○	—
	在留資格変更許可の申請 ^(注5)	○	—
	在留期間更新許可の申請 ^(注5)	○	—
	永住許可の申請 ^(注5)	○	—
厚生労働省	保険医療機関等の指定の申請 (「保険医療機関等の届出事項変更(異動)届」から派生して)	—	北海道、東北、関東信越、東海北陸、中国四国、 四国、九州の各地方厚生(支)局
	労働保険関係成立届	—	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨 城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、 富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、 三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島 根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福 岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の 各都道府県労働局 ^(注6)
経済産業省	揮発油販売業登録	○	北海道、東北、関東、中部、中国、四国、九州の 各経済産業局

府省名	手続等名 ^(注1)	オンライン請求に関する案内文を掲載した機関名	
		本省庁	地方支分部局名
国土交通省	競争参加資格審査の申請（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	○	海上保安庁各管区海上保安本部 ^(注7)
	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可	—	北海道、東北、関東、北陸信越、中部、中国、四国、九州の各地方運輸局
	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出		
	自動車の新規登録等 ^(注2)	○	—
環境省	食品リサイクル法再生利用事業者の登録 ^(注8)	○ ^(注8)	—
	廃棄物の輸出確認・輸入許可	○ ^(注9)	—
	指定調査機関の変更の届出（土壌汚染対策法）	○	—

(注)1 内閣官房 IT 総合戦略室・総務省「行政手続等の棚卸結果等」（令和元年度調査）及び表中の機関が提出した資料に基づき、近畿管区行政評価局が調査対象とした手続等

- 2 自動車関連の他の手続で登記事項証明書を必要とするものを含む。
- 3 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 44 条第 1 項により、沖縄総合事務局が経済産業局及び地方運輸局の所掌事務を分掌することとされていることから、沖縄総合事務局のホームページに案内文を掲載
- 4 令和 3 年 9 月 1 日から、法務省の登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書の添付を省略可能とし、オンライン請求に関する案内文の掲載が不要となったため、案内文を掲載していない。
- 5 「経営・管理」や「高度専門職」など、一部の在留資格に限る。
- 6 「労働保険関係成立届」に限定せず、他の手続を含めて事業者が目にしやすいページに案内文を掲載
- 7 本件通知においては、国土交通省本省ホームページを掲載対象としていたが、各管区海上保安本部では従前から同省該当ページへの誘導を行っているほか、複数の管区海上保安本部のホームページに案内文等を掲載
- 8 同手続に係る登録事務は、農林水産省、経済産業省、環境省による共管となっており、手続案内について、一部、環境省のホームページから農林水産省のホームページに遷移することから、環境省の依頼により農林水産省のホームページにおいても案内文を掲載
- 9 廃棄物処理法に基づく輸出又は輸入の申請については登記事項証明書の添付の省略が可能となったことから案内文を掲載していない。登記事項証明書の添付が必要なバーゼル法に基づく手続について、案内文を掲載

(2) 登記事項証明書の添付を要する調査対象手続以外の手続等について案内文を掲載した機関名等

府省等名	手続等名	オンライン請求に関する案内文を掲載した機関名	
		本省庁等	地方支分部局名
法務省	登録支援機関の登録申請等の出入国管理及び難民認定法関係手続	○	—

府省等名	手続等名	オンライン請求に関する案内文を掲載した機関名		
		本省庁等	地方支分部局名	
厚生労働省	再生医療等の関係法令・通知に基づいた各種申請	○	—	
	特定行為に係る看護師の研修制度	○	—	
	医療事故情報収集等事業に係る登録分析機関の登録	○	—	
	学生納付特例事務法人指定申出書	—	北海道、東北、関東信越、東海北陸、 中国四国、四国、九州の各地方厚生(支)局 ^(注1)	
	審査請求書	○		
	社会福祉士学校新規設置計画書及び指定申請書、社会福祉士学校定員(増)変更計画書及び変更承認申請書、社会福祉士学校変更承認申請書(校舎の各室の用途及び面積)	—		
	介護福祉士学校新規設置計画書及び指定申請書、介護福祉士学校定員(増)変更計画書及び変更承認申請書、介護福祉士学校指定内容変更承認申請書(校舎の各室の用途及び面積)	—		
	介護福祉士実務者学校新規設置計画書及び指定申請書、介護福祉士実務者学校定員(増)変更計画書及び変更承認申請書、介護福祉士実務者学校変更承認申請書(校舎の各室の用途及び面積)	—		
	福祉系高等学校等新規設置計画書及び指定申請書、福祉系高等学校等定員(増)変更計画書及び変更承認申請書、福祉系高等学校等変更承認申請書(校舎の各室の用途及び面積)	—		
	登録検査機関の申請	○		
	規約変更認可申請書(組合名称変更、事業所編入に係るもの)	—		
	登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明手続	—		
	療養費の受領委任を行う施術所の開設者変更届	—		
	麻薬等原料の業務届出	—		
向精神薬試験研究施設設置者登録申請	—			
日本年金機構 ^(注2)	学生納付特例事務法人指定申出書	○		—

(注)1 ホームページ構成や手続方法の違い等によって案内文を掲載する必要がない地方厚生(支)局については記載していない。

2 厚生労働省からの依頼により案内文を掲載

2 納税証明書の添付を要する調査対象手続について案内文を掲載した機関名等

府省名	手続名	オンライン請求に関する案内文を掲載した機関名	
		本省	地方支分部局名
国土交通省	競争参加資格審査の申請（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	○	海上保安庁各管区海上保安本部 ^(注)

(注) 本件通知においては、国土交通省本省ホームページを掲載対象としていたが、各管区海上保安本部では従前から同省該当ページへの誘導を行っているほか、複数の管区海上保安本部のホームページに案内文等を掲載